

新型コロナウイルス感染症に係る地域経済支援について

経済部商工労働課

1 緊急支援助成金事業について

新型コロナウイルスの影響により、売上が減少し経営に支障が生じている市内で卸売業・小売業・宿泊業・飲食サービス業・生活関連サービス業を営む事業者及び開業後の資金繰りに支障が生じている新規開業者に対し、経営維持や継続のため助成金（応援金）を交付して支援します。

2 雇用対策事業について

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主を支援するため、国が雇用調整助成金の特例措置を実施することを受け、市内の中小企業における失業の予防と雇用の安定を目的として、雇用保険法施行規則に規定する雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業者を対象に、助成金を交付します。

3 住宅リフォーム助成事業について

市民の居住環境の整備と地域経済活性化策の一環として、住宅リフォーム助成金事業を実施しています。市内事業者を通じて住宅をリフォームする市民の方へ、費用の一部を助成するものです。令和2年5月31日（日）から6月30日（火）までを申請受付の期間としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による市民の自粛ムードや事業者の資材調達が困難であった状況を踏まえ、申請期間を7月15日（水）まで延長します。

問い合わせ先 商工労働課 深澤 TEL0270-27-2755